

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係
内線番号	5019

No.	項目	内容
①	処分名	事業の経営改善に関する措置を内容とする合理化計画の認定
②	法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法
③	法令番号	昭54法律第51号
④	根拠条項	第4条第1項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先: 京都林務事務所長、山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第4条第1項 道府県知事は、第二条の二第三項の規定により基本構想を公表した場合には、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する次に掲げる者の申請に基づき、その者の作成する木材の生産又は流通の合理化を図るための計画(以下「合理化計画」という。)であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。 一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。)の組織する団体 二 森林所有者 三 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者(以下「市場開設者」という。)の組織する団体 四 素材生産業、木材製造業若しくは木材卸売業を営む者又は市場開設者 五 前各号に掲げる者のほか、これらの者に準ずる者として政令で定めるもの
⑦	審査基準	・林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和54年8月23日付け54林野企第83号林野庁長官通知) 第4 合理化計画の認定 合理化計画の認定基準は法第4条第4項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化に努めるものとする。 1 事業経営改善計画 (1) 共通の基準(ア及びイの両者を満たすことが必要) ア 事業の経営改善の基本的方向が、法第2条の2に規定する基本構想に照らし適切なものであり、その実施が確実と見込まれること。 イ 所要資金の額及び調達方法が事業の経営改善を確実に遂行するために適切なものであること。 (2) 第8の1の(1)の事業経営改善合理化資金を借り受けようとする者に係る基準 ア 素材生産等促進資金(第8の1の(1)のアの資金)素材の生産、素材若しくは木材製品の引取り又は素材若しくは木材製品の加工に係る当該事業体における事業に直接従事する従業員一人当たりの取扱規模(木材製品の規格化を推進するため、JAS認証業者等にあつては、木材JAS製品の生産の規模を含む。)が増大すると見込まれること。 イ 新規需要創出資金(第8の1の(1)のイの資金)木材製品の生産量が増加するように計画し、その達成が確実と見込まれること。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	農林水産部 林業振興課 林業経営強化係 (電話)075-414-5019
⑬	備考	